



安全ニュース



公益社団法人 綾瀬市シルバー人材センター 安全・適正就業委員会 26-05号

全国シルバー人材センターの重篤事故 3 件、すべて**死亡事故!**

- ★男性67歳。早朝5時から発注者（一般家庭）より依頼された墓地の除草作業を実施した。午前9時前に帰宅し、体調が優れなかったのか居間で横になっていたところ、家族が異変に気づき救急搬送されたが、その後亡くなられた。消防からは、熱中症による死亡として県へ報告する旨の説明があった。
- ★女性84歳。作業終了後、自家用車で帰宅の際に、不注意により東から来たワゴン車に衝突し死亡事故となった。
- ★男性85歳。屋外管理業務の交替をするため、管理事務所に移動中躓いて転倒し右大腿骨を骨折。約4カ月の入院加療中、誤嚥性肺炎を発症し亡くなられた。

【全国シルバーからのトピックス】

2026年(令和8年)4月1日から自転車にも交通反則通告制度が適用されました!

警察官が自転車の交通違反を認知した場合、基本的には現場で指導警告を行います。ただし、その違反が交通事故の原因となるような歩行者や他の車両にとって、危険性・迷惑性が高い悪質・危険な違反であったときは検挙の対象となります。

シルバー保険の対象となった事故のうち、自転車事故の多くは就業途上で発生しています。

令和6年度に発生した自転車事故は、1か月以上6か月未満の入院及び後遺障害事故が43件(転倒37件/交通事故6件)、重篤事故が10件(転倒3件/交通事故7件)で、そのうち**7件が死亡事故**でした。自転車乗車中の死亡・重傷事故のうち、約4分の3には自転車側にも法令違反があるそうです。自転車も車両の仲間です。自転車の交通ルールを今一度確認し、安全運転を心がけましょう。